

神川出張所だより

左京区と伏見区に本籍を置かれている方

戸籍をコンピュータ化しました。

京都市では、現在、行政区単位で順次、戸籍のコンピュータ化（磁気ディスクをもって調製すること）を進めております。

平成26年度は、昨年の右京区に続いて、左京区と伏見区において実施し、現在戸籍（これまでの「紙戸籍」）について、去る10月11日に改製し、10月14日からコンピュータ処理を始めました。

今回の改製は、管理方法の変更です。

お名前のうち、氏（苗字）の字が正字などではない場合（裏面の「お話」を参照）、一代限りではあります、そのままにしたいという申出をされたときを除き、戸籍を改製しました。

このコンピュータ化に伴い、戸籍に関する証明書の書式が次のように変わります。

- ① 「戸籍謄本」、「戸籍抄本」という名称が、「戸籍全部事項証明書」、「戸籍個人事項証明書」と変わります。
- ② B4横長やB5縦長のB判が、A4縦長に変わります。
- ③ 戸籍に記載されている書き方が横書き、算用数字、箇条書きに変わります。
(詳細は、次のページをご覧ください。)

左京区と伏見区の改製原戸籍と除籍については、来年3月までに「紙戸籍」の画像処理を行い、コンピュータ化を実施します。

戸籍のコンピュータ化とは

戸籍事務は、国の管理で法務省が統括しておりますが、実際の事務は全国の市区町村が行っています。

この戸籍事務をコンピュータで処理することが平成6年から可能になり、現在では、全国のほとんどの市区町村が「紙戸籍による処理」ではなく、「コンピュータによる処理」で行っており、京都市を除く政令指定都市は、すべて実施済みです。

近隣の府県で実施していない市区町村は、京都市以外では、次のとおりとなっています。

- ・ 京都府 …笠置町、和束町
- ・ 大阪府 …島本町
- ・ 和歌山県…北山村

京都市では、平成25年に右京区で実施し、本年、左京区と伏見区で10月14日に実施しました。今後、順次実施し、平成28年には、すべての行政区で完了する予定です。

なお、この戸籍のコンピュータ化に伴い、戸籍の附票もコンピュータ化されます。

便利になることは？

コンピュータ化された戸籍は、京都市内の証明発行コーナーで証明を請求することができ、コンピュータ化された左京区、右京区及び伏見区の区役所・支所・出張所では、広域交付が可能となります。ただし、左京区と伏見区の改製原戸籍と除籍は、平成27年3月9日からです。

手数料の負担は？

相続手続などで、被相続人の出生から死亡までの戸籍が必要な場合は、今回の改製による原戸籍（「平成改製原戸籍」と言われています。）も必要となります。その分の手数料の負担が増えることになりますが、ご理解ください。

回覧										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--